

令和8年4月24日

お知らせ

課名	総務部人事課
担当	綱島、難波
内線	2363、2366
直通	086-226-7217

ジーンズも可能に！～通年輕装（試行）における服装の目安の一部変更～

令和7年11月から、快適で働きやすい職場環境を整備し、職員のモチベーションアップと公務能率の向上を図るために通年輕装を試行実施中ですが、この度、服装の目安について一部変更することとしますので、お知らせします。

記

1 変更時期

令和8年5月1日（令和8年11月から本格実施を予定）

2 変更内容

種別	現行	変更後
Tシャツ	白又は薄い色の無地であれば 執務室内のみ可 イベントや事業のPR用であれば無地以外も可	<u>落ち着いた色合いで無地であれば原則 執務室内のみ可</u> イベントや事業のPR用であれば無地 以外も可
<u>ジーンズ (ジーパンか らの変更)</u>	不可	<u>落ち着いた色合いでダメージ加工のな いものであれば原則執務室内のみ可</u> <u>デニムシャツやデニムスカートも可</u>

※服装の目安は別紙のとおり

(別紙)

通年輕装における服装の目安

種別		可否		備考
		現行	変更後	
1	ノーネクタイ	○	○	
2	ノージャケット	○	○	
3	半袖シャツ	○	○	
4	かりゆしシャツ	○	○	
5	ポロシャツ	○	○	
6	アロハシャツ等	○	○	
7	Tシャツ	△	△	落ち着いた色合いで無地であれば原則執務室内のみ可。 県のイベントや事業のPR用であれば無地以外も可。
8	セーター、タートルネック	○	○	
9	チノパン	○	○	
10	ジーンズ	×	△	落ち着いた色合いでダメージ加工のないものであれば原則執務室内のみ可。 デニムシャツやデニムスカートも可。
11	ハーフパンツ	×	×	
12	スニーカー	○	○	

※上記以外の服装を一律に禁じるものではない。

※個々の服装の可否は、TPOや業務の性質に応じ、各所属で判断すること。